コンサルティング業務委託契約書

○○（以下「甲」という）と✕✕（以下「乙」という）は、コンサルティングに関する業務（以下「本業務」という）について、下記の通り契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

1．甲は乙に対し、本業務を委託し、乙はこれを受託する。

2．甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条（業務内容）

本契約において、乙が甲に対して提供する業務は次の通りとする。

（1）◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯（業務内容）

（2）◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯（業務内容）

（3）◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯（業務内容）

（4）◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯（業務内容）

（5）◯◯◯◯◯◯◯◯◯◯（業務内容）

第3条（契約期間）

1．本業務にかかる契約期間は令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までとする。

2．契約期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも特段の申し出がなければ、同一の条件でさらに1年間更新されるものとし、以降も同様とする。

第4条（委託業務の遂行方法）

乙は毎月1回、担当者に甲を訪問させ、業務の進捗、方針に関するミーティングを行う。また、乙は甲の電話若しくはメールでの質疑に対して1週間につき1回まで回答する。

第5条（報酬と報酬の支払時期）

1．甲は乙に本件業務の報酬として月額金○○万円を支払う。支払方法は甲が乙名義の○○銀行口座に振込む形で行う。支払時期は○○とする。

2．本件業務にかかる交通費等の経費は、報酬に含まれるものとする。但し、甲の依頼により遠隔地への出張など多額の経費を要する場合には、別途協議のうえ取り決める。

第6条（知的財産の帰属）

委託業務の過程で作成された著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、及び委託業務の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等に係る知的財産権は、全て甲に帰属するものとする。乙は甲に対して前記著作物について著作者人格権を行使しない。

第7条（再委託）

1．乙は、甲の承諾を得た場合に限り、本業務の一部を第三者に再委託することができる。

2．乙は、本業務を再委託する場合、秘密保持義務については本契約に基づき、乙が負うと同様の義務を再委託先に対して負わせ、当該再委託先と連帯して責任を負うものとする。

第8条（秘密保持）

1．甲及び乙は、本契約遂行のため相手方より提供を受けて知り得た営業上、技術上その他業務上の一切の情報を、相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する場合にはこの限りではない。

（1）提供を受けた際、既に自己が保有していた情報

（2）提供を受けた際、既に公知となっていた情報

（3）提供を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報

（4）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報

（5）相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報

2．本条の規定の効力は、本業務の完了後も存続する。

第9条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、自ら及び自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員ではないことを確約する。

第10条（契約の途中解除）

相手方が次の各号の一に該当する場合、何らの催告なしに直ちに本契約又は個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（1）相手方が本契約の条項に違反し、且つ、当該違反の書面による是正要求を受けた後◯◯日以内に当該違反が是正されなかったとき。

（2）前項以外の場合においてやむを得ない事由等により、本業務の解除を行う場合、進行状況に応じて、合理的な範囲内で甲乙協議のうえ決定するものとする。

第11条（損害賠償）

甲及び乙は、本契約に関して相手方の責めに帰すべき事由により損害を被った場合には、相手方に対しその賠償を請求することができる。

第12条（協議）

本契約に定めのない事項、又は本契約の条項の解釈等につき、甲乙間で疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し解決をはかるものとする。

第13条（管轄裁判所）

本契約の履行に関して生じた紛争については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙は署名捺印のうえ、各1通を保有する

令和　　年　　月　　日

甲）

住所

商号

氏名　　　　　　　　　　　　　印

乙）

住所

商号

氏名　　　　　　　　　　　　　印